

2019年4月

お客様各位

商船三井ロジスティクス株式会社

商法改正に伴う荷送人から運送人への危険物の事前通知義務化について

2019年4月1日に改正された商法において、危険物の輸送に関する荷送人から運送人への事前通知義務が以下のように規定されましたので、その内容及び注意事項を下記にご案内申し上げます。

記

■改正商法第572条（危険物に関する通知義務）

「荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送人の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。」

IATA 航空危険物規則書は荷送人が果たすべき特定責任として、
「航空輸送禁止になっていないことの確認」
「危険物の識別、分類、包装、マーキング、ラベル貼付そして書類作成（危険物申告書）」と定めています。

今回の商法改正では、危険物かどうかの識別、及び危険物の分類、そして危険物輸送に必要な上記情報の運送人への提供が荷送人の責任でなされるものであることが、明文化されました。

また、荷送人から運送人への事前通知がなされず、事故が発生した場合には、荷送人が損害賠償の責任を負うこととなります。

お客様におかれましては、製品の「安全な運送に必要な情報」を「安全データシート(SDS)」により出荷の都度、指示書やメール本文への記載等記録に残る方法にて(※)、お知らせくださいますようお願い申し上げます。

(※記録に残る方法でご連絡いただくことにより、危険物の判定等や通知義務を果たしたこと、及びその過程が証明できることになることから、荷送人のリスク回避の一助となると考えられます。)

また、今後とも法令遵守による貨物の安全な運送にご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本件につきましてご不明な点等ございましたら、弊社営業担当までご連絡ください。

以上